

仕様書

この仕様書は、広島市立広島市民病院の次に掲げる機器の賃貸借について必要な事項を定めるものとする。

1 対象機器等

名称	設置場所
人工呼吸器	広島市立広島市民病院内
	広島市中区基町7番33号

本契約における人工呼吸器とは以下のものをいう。

- (1) 使用する機器は、陽圧式人工呼吸器(ヨヴィディエン社人工呼吸器P B 560)であること。
- (2) 診療報酬(処置料J 045)が算定できるもの。
- (3) 付属品、呼吸回路、消耗品を含むものである。

2 使用済み機器を再使用して貸与する場合は、受注者は、感染防止のため必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行った上で貸与する。

3 賃貸借料

人工呼吸器一式あたり(付属品、呼吸回路、消耗品を含む)

月額賃貸借料単価： 円(税込)

ただし、同月内の利用が10日に満たないときは1日あたりの賃貸借料を上記月額の1/10の額として算定する。

なお、1日あたり5時間に満たない利用があった場合は別途発注者受注者協議して決定する。

回数	履行期間	請求の時期	支払金額
1	平成30年4月1日から 平成30年4月30日まで	平成30年5月10日まで	契約書記載の賃貸借料に基づいて算出した金額
2	平成30年5月1日から 平成30年5月31日まで	平成30年6月10日まで	
3	平成30年6月1日から 平成30年6月30日まで	平成30年7月10日まで	
4	平成30年7月1日から 平成30年7月31日まで	平成30年8月10日まで	
5	平成30年8月1日から 平成30年8月31日まで	平成30年9月10日まで	
6	平成30年9月1日から 平成30年9月30日まで	平成30年10月10日まで	
7	平成30年10月1日から 平成30年10月31日まで	平成30年11月10日まで	
8	平成30年11月1日から 平成30年11月30日まで	平成30年12月10日まで	
9	平成30年12月1日から 平成30年12月31日まで	平成31年1月10日まで	
10	平成31年1月1日から 平成31年1月31日まで	平成31年2月10日まで	
11	平成31年2月1日から 平成31年2月28日まで	平成31年3月10日まで	
12	平成31年3月1日から 平成31年3月31日まで	平成31年4月10日まで	